

土木工事（水道工事含む）に係る測量・設計・調査業務の最低制限価格の運用について

令和6年4月

川 越 町

最低制限価格の設定について、下記の要領により算定された金額とする。

記

最低制限価格は、予定価格の 7/10 以上の範囲で下記の考え方により算定される『業務委託に伴い最低限必要な費用（P）』とする。

ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格の 7/10 を下回るときは 7/10 とし、最低制限価格入札書比較価格算出の際の端数処理については、P/1.10 値の万円未満を切捨て、7/10 で設定する場合のみ切上げとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、業務の難易度、危険性、地域性及び物価の変動を踏まえ設定するものとする。

業務委託に伴い最低限必要な費用＝P

① 測量業務

$$P = (\text{直接測量費} + \text{諸経費} \times 0.6) \times 1.10$$

但し 諸経費＝関節測量費＋一般管理費等

② 設計業務・用地調査等業務

②-1 積算に技術経費の項目を計上しない場合

$$P = (\text{直接原価} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.5) \times 1.10$$

②-2 積算に技術経費の項目を計上する場合

$$P = (\text{直接業務費} + \text{諸経費} \times 0.6 + \text{技術経費}) \times 1.10$$

但し 諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

③ 地質調査業務

$$P = (\text{純調査費} + \text{諸経費} \times 0.5 + \text{解析等調査業務費} \times 0.8) \times 1.10$$

但し 純調査費＝直接調査費＋間接調査費

諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

注) 複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系毎に P/1.10 値の万円未満で端数処理を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とする。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①、②、③の業務が合算された業務のことであり、②の中で併記された設計業務・用地調査等業務は同一諸経費体系でみなす。また、予定価格の 7/10 以上の範囲で行う端数処理は、最低限必要な費用を合算した後に行うこととする。

この運用基準は、令和6年4月1日以降の発注業務の入札から適用する。